

平成25年9月2日

原子力発電を巡る諸課題について

原子力発電関係団体協議会

会 長	茨城県知事	橋 本	昌
副会長	福井県知事	西 川	一 誠
	北海道知事	高 橋	はるみ
	青森県知事	三 村	申 吾
	宮城県知事	村 井	嘉 浩
	福島県知事	佐 藤	雄 平
	新潟県知事	泉 田	裕 彦
	石川県知事	谷 本	正 憲
	島根県知事	溝 口	善兵衛
	山口県知事	山 本	繁太郎
	愛媛県知事	中 村	時 広
	佐賀県知事	古 川	康
	鹿児島県知事	伊 藤	祐一 郎

原子力発電を巡る諸課題について

原子力発電を巡る下記の諸課題について、考え方を御教示いただくとともに、特段の対応をお願いいたします。

記

1 防災体制の整備について

(1) 避難計画について

- ① 地方公共団体が避難計画を策定するにあたってのガイドライン、防護措置の実施を判断する基準であるO I Lに基づき避難範囲を特定する際の考え方などについて示すこと。
- ② 要援護者の避難体制について、避難計画策定を推進するため、避難先、避難手段、医療・介護従事者の確保等に係るマニュアル等を整備するとともに、国として具体的な支援体制を構築すること。
- ③ 県境を越える広域避難に備え、避難先、避難ルート、避難手段等の調整や、避難者の食糧・物資の調達等について、国と地方公共団体がどのように役割を分担して行うのか考え方を示すこと。
- ④ 避難用バスや鉄道をはじめ、船舶、航空機など、避難住民の輸送手段の確保について、国による具体的な支援方を示すこと。
- ⑤ 大勢の避難者に対し、スクリーニングや除染を行うための具体的な実施体制、実施場所、実施方法について、国の考え方を示すこと。
- ⑥ 原子力発電所以外の原子力施設及び事故を起こした原子炉並びに廃止措置に向け長期間停止する原子炉における防災対策のあり方や避難に係る考え方を示すこと。

(2) 安定ヨウ素剤の配布・服用について

- ① 事前配布にあたっては、住民への具体的な説明内容や、住民の代理受領、乳幼児への対応など、より詳細な配布の条件について国の考え方を示すとともに、配布・服用について理解促進を図ること。
- ② 安定ヨウ素剤の服用については、いつ、誰が、どのような方法で指示するのか、具体的な手順を示すこと。
- ③ 誤飲等による事故や副作用が発生した場合の責任の所在と救済方法を明確に示すこと。

(3) 法制度上の課題について

- ① 複合災害時における現場の混乱を防ぐため、原子力災害(原子力災害対策特別措置法)と自然災害(災害対策基本法)の法体系を一体化し、二重の指揮命令系統の一元化を図ること。

- ② 避難用バスの運転手等、避難支援業務従事者が被ばくした場合の責任の所在や補償制度を明確に示すこと。
- ③ 緊急時に定期船の航路を変更することなど、離島からの避難のために必要な海上運送法上の見直しを図ること。
- ④ 高放射線量率下での緊急時対応を行うための新たな法整備を検討すること。

(4) 新たに必要となる経費に係る予算措置について

- ① U P Z 圏内で必要な防護措置のうち原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で対応出来ない経費及びU P Z 圏外で必要となる防護資機材等に係る経費について予算措置をすること。
- ② 原子力災害対策指針の改定等に伴い追加の対策が必要となる原子力防災関連施設（地方公共団体庁舎等を含む）に対する放射線防護機能の強化、広域避難に係る避難道路等の早期整備、防護資機材の追加配備など、新たに必要となる防災対策について、考え方を示すとともに予算措置をすること。
- ③ 福祉施設や病院等に対する放射線防護措置を講ずるとともに、堅固な屋内退避施設の整備推進及び整備した施設の維持管理に係る予算措置をすること。
- ④ 避難住民の生活再建支援措置を強化すること。
- ⑤ 現に発生した災害の応急対策、事後対策のための防災関係機関が使用する防護資機材等の整備・維持費への支援について制度化すること。

2 安全規制と再稼働判断について

(1) 安全規制について

- ① 原子力発電所の新規規制基準や安全審査の結果等については、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者が自ら説明することなどにより、国民や関係地方公共団体の理解促進に努めること。
- ② 敷地内破砕帯等の評価にあたっては、構造地質学や地震研究など幅広い分野の専門家による体制を整備し、国として責任を持って評価すること。
- ③ 原子力規制委員会の組織の健全性や信頼性を評価する機関を新たに設置するなど、改善出来る仕組みを構築すること。

(2) 再稼働判断について

原子力発電所の再稼働については、あらかじめ誰がどのように判断するのか、立地地域に再稼働要請があるのかなど、具体的な手続きを明確にお示しいただくとともに、個別の発電所毎に、その安全性やエネルギー政策上の必要性等を十分に考慮した上で、国が責任を持って判断し、国民や関係地方公共団体に十分な説明を行うこと。